

子どもたちと本をつなぐ

～第2次 志賀町子ども読書活動推進計画～

令和5年3月

志賀町教育委員会

目 次

1. 第2次 子ども読書活動推進計画策定について p.1

- (1) 第2次 子ども読書活動推進計画の意義・目的
- (2) 国の計画
- (3) 県の計画
- (4) 第2次 子ども読書活動推進計画の期間と対象

2. 基本方針

- (1) 子どもをとりまく読書環境の整備・充実
- (2) 子どもの読書活動に関する啓発・普及
- (3) 子ども読書活動に関わる関係機関の連携強化

3. 第1次計画期間における取組・成果

- (1) 家 庭・地 域 <乳児>
- (2) 保育園・幼稚園等 <幼児>
- (3) 学 校 <小学校><中学校><高校>
- (4) 図書館

4. 志賀町における子ども読書活動の現状・課題

- (1) 家 庭・地 域 <乳児>
- (2) 保育園・幼稚園等 <幼児>
- (3) 学 校 <小学校><中学校><高校>
- (4) 図書館

5. 第2次 志賀町子ども読書活動推進施策

- (1) 家 庭・地 域 <乳児>
- (2) 保育園・幼稚園等 <幼児>
- (3) 学 校 <小学校><中学校><高校>
- (4) 図書館

6. 第2次計画目標値

【参考資料】

- 1. 志賀町の概要
- 2. 用語解説
- 3. 子どもの読書活動の推進に関する法律

1. 第2次 子ども読書活動推進計画策定について

(1) 第2次 子ども読書活動推進計画の意義・目的

読書は言葉や感性を育み、表現力や創造力を豊かなものにします。また、その活動を通じて世界が広がると、物事に対しての視野が広がり、そこで得た経験や知識は自信となり、さらなる探究心へとつながっていきます。豊かな人間性と主体的に生きる力を持った子どもが育つよう、まずは幼い頃から本に親しむ環境づくりが求められます。

近年、家庭だけでなく、学校教育の場においても授業にPCやタブレットが活用される等、子どもたちにとってインターネットや情報端末がより身近なものになり、それとともに読書活動を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした変化の中で、成長段階に応じた読書環境の整備や活動により、読書の楽しさ、大切さが自然と生れ育つよう、町としてその指針となる第2次子どもの読書活動推進計画を策定します。

(2) 国の計画

平成12年を「子ども読書年」と制定し、平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律によって、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。さらに4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。その後、平成20年に第2次、平成25年には第3次が策定されています。第3次基本計画期間中においては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正や学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

平成30年に策定された第4次計画では、スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響に関する実態把握や分析とともに、中学生までの読書習慣の形成や、依然として高いとされる高校生の不読率の改善が目標として掲げられました。

(3) 県の計画

石川県は、平成16年に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定・公表し、5年間にわたって県が取り組む子ども読書活動の推進施策の方向性や取り組みを示しました。

平成21年に改訂版を策定、先の基本計画を踏襲しつつ、情報化社会に対応した読書活動の支援、ボランティアの一層の活用などの新たな方向性を示しました。

平成26年に第3次計画を策定、「関係機関の連携・協力」の強化に向けた内容を盛り込んでいます。

平成28年3月には、「第二期石川の教育振興基本計画」を策定し、引き続き、確かな学力の育成や心の教育・道徳教育の充実を目指して読書活動を推進しています。

こうした取組を一層充実させるため、平成31年（令和元年）に第4次計画を策定、国の第4次基本計画等を踏まえ、子どもの発達段階に応じた取り組みや子どもの読書への関心を高める取組の推進等を示しました。

(4) 第2次 子ども読書活動推進計画の期間と対象

計画の対象期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までのおおむね5年間とし、計画終了後は町内における本計画に基づく取組の推進状況、子どもの読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直していきます。おおむね0歳から18歳以下を対象とします。

2. 基本方針

(1) 子どもをとりまく読書環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するために、施設の整備、図書館等資料の整備充実に努めます。また子どもにとって本が身近に感じられる環境づくりを行い、子どもが本に興味を抱くような効果的事業を進めます。

(2) 子どもの読書活動に関する啓発・普及

地域全体で子どもの読書活動を推進できるよう、読書の大切さ、活動意義の理解周知のため、広く啓発、普及に努めます。

(3) 子ども読書活動に関わる関係機関の連携強化

家庭、地域、学校、図書館等、子どもの読書活動に関わる関係機関の体制の整備、その連携強化に努めます。

3. 第1次計画期間における取組・成果

(1) 家庭・地域 <乳児>

ブックスタート (※1) 事業

4か月児健診／1歳6か月児健診／3歳児健診の際、保健福祉センターで、読み聞かせや本の紹介、図書館の利用案内を行っています。図書館から30冊程度の本を持って行き、その場で貸出もしています。

「赤ちゃんが泣くかもしれないけど、図書館へ行っても大丈夫？」「言葉のわからない赤ちゃんに、どんな絵本を選んだらいいの？」といった保護者の質問に答えながら、親子で気軽に図書館へ立ち寄っていただくよう呼びかけています。

また絵本だけでなく、子育て本や婦人雑誌等を持って行くことで、幅広く保護者が興味を示すようになり、健診後、図書館デビューをする親子が増えています。



ゆう遊クラブ・ゆう遊ライブラリー（保健福祉センターとの連携）

保健福祉センターが主催する子育て支援事業「ゆう遊クラブ」で、志賀／富来、それぞれ年1回おはなし会をしています。参加した親子に読み聞かせの楽しさを感じていただくとともに、今まで図書館を訪れる機会がなかった保護者のみなさんにも図書館の活用法を知っていただく良い機会になります。また、未就学児の親子が利用するスペースに本を置いてほしいという保健福祉センターに、「ゆう遊ライブラリー」として図書館の本を20冊程度、常時置いています。毎月1回更新しています。

(2) 保育園・幼稚園等 < 幼児 >

リサイクルブック ～児童書古本市（無料）～

平成30（2018）年、自宅で使用しなくなった児童書を、図書館または保育園／幼稚園へ持ってきていただき、子どもたちがよく利用する町の施設「アリス館志賀」に並べ、自由に持ち帰っていただくイベント「リサイクルブック」を行いました。絵本や図鑑など約1,000冊が集まり、利用者からは「またしてほしい！」と好評でした。

令和元年度実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止、令和4年6月、保存期間の過ぎた雑誌の配布とともに図書館で実施しました。

絵本バッグ・絵本の貸出

家庭の次に子どもたちの身近な環境として、保育園・幼稚園があります。保育園・幼稚園が子どもたちに及ぼす影響は大きく、保育士が読む絵本に興味を持つことや、そこから興味の対象が広がっていくことは大いに考えられます。自然な流れで子どもたちを読書へと導くことのできる保育園・幼稚園において、保育士が読み聞かせをするだけではなく、保護者に対して読書の意義を伝え、絵本を活用した子育てを推進することは大変効果的です。入園時、保護者に絵本バッグを用意していただき、絵本の貸出を行っている幼稚園もあります。

(3) 学 校

学校司書の充実

以前は何校かを掛け持ちしていた学校司書ですが、小学校の統廃合により、平成28年度から各小中学校に1人常勤する体制となっています。図書委員やボランティアと協力し、親しみやすい学校図書館づくりをしています。

学校司書と図書館司書の連携

学校と図書館の相互連携をテーマに、令和3年度から学校司書と図書館司書の合同会議や合同研修を行っています。

給食と本のコラボ

小・中学校では、令和3年度から「給食と本のコラボ」を行っています。食べ物が出てくる本のリストから食べてみたい物を子どもたちに投票してもらい、それを給食で再現しています。

本から給食へ、給食から本へと導くこともでき、子どもたちからも大変人気のある企画です。



令和4年度は、図書館でも展示しました。

メニューは、

- ドラキュラスープ
- フルーツポンチ
- 牛肉とごぼうの炊き込みご飯 など

ふるさと教育

小・中学校で「志賀町ふるさと教育」として、志賀町の昔遊びや民話・伝統行事を学ぶ授業が、年間を通して組み込まれています。図書館からも小学校へ出向き、民話絵本『庄九郎兵衛』『千ノ浦の又次』（志賀町立図書館発行）の読み聞かせをしたり、子どもたちからの質問に答えています。



< 小学校 >

各校での特色ある取り組み

志賀小学校では、ボランティアと協力して壁面装飾を行っていますが、中でも立体的な名画模写が特徴的です。令和3年度は、ゴッホの『星月夜』を模写しました。

また、おはなしボランティアくまっこ隊が教科書でもなじみのある宮沢賢治をテーマにしたおはなし会を行っています。令和3年度はコロナ禍だったこともあり、WEB会議システム「TEAMS」を用いて行うなど、工夫をしています。



富来小学校では「富来っ子読書祭り」と題し、個人名を付けた神輿が、読書量に応じて地域を進んでいくという、祭りが盛んな富来地域ならではの取り組みをしています。

ボランティア活動も盛んで、毎週木曜の朝や放課後、下校バスを待つ間など、空き時間を利用して読み聞かせを行っています。現代の子どもたちがあまり耳にしなくなった方言による読み聞かせなど、楽しみながら郷土に触れる機会を作っています。

放課後児童クラブ（学童保育）

夏休み期間中、志賀町放課後児童クラブを利用している1・2年生／3・4年生に、おはなし会をしました。「図書館に行きたいけど、家から離れているので送ってもらわないと行けない」という子どもたちもいました。絵本や紙芝居の読み聞かせに、大変喜んでいました。



< 中学校 >

ビブリオバトル (※2)

志賀町にある志賀中学校／富来中学校では、どちらもビブリオバトルを行っています。給食時の放送を利用して、出場者が本の紹介をし、全校生徒がタブレットで投票を行います。コロナ禍でも実践できるよう、工夫した取り組みです。

各校での特色ある取り組み

各中学校では、工夫をこらした展示コーナーや壁面飾りを作製し、子どもたちの学習意欲を刺激したり、季節を感じられるように取り組んでいます。

志賀中学校では、令和3年度、中学生が主人公の本を集めて展示しました。主人公が身近な存在であることで、親近感を持ちやすく、子どもたちが本を手に取りたくなるコーナーです。



富来中学校では、図書委員がおすすめの本を紹介しています。その時作製したPOP (※3) と本を富来図書館へも巡回し展示しました。今後も学校と図書館の両方から、より多くの子どもたちにアプローチする取り組みをしていきます。

< 高校 >

石川県立志賀高等学校での取り組み

志賀高校には、平日8時半～16時半、学校司書が1名常勤しています。毎朝、始業前5分間の他、強化月間として7月と11月は20分間の「朝読」を行っています。新刊や話題になった本コーナーの他、進路に関する本や小論文対策コーナーを設け、生徒たちをサポートしています。

また、平成26年から文化祭のステージで「私の1冊総選挙（ビブリオバトル）」を行っています。コロナ禍以前には保護者も投票に参加し、大変盛況でした。

(4) 図書館

移動図書館

移動図書館は各学年月1回ずつ、志賀小学校／富来小学校へ出向いています。

コロナ禍では休止することもありましたが、学校と相談しながら、運営方法を工夫して行いました。



志賀小学校での移動図書館の様子（ランチルームにて）

図書館職員による「おはなし会」



第1・3水曜日、午後4時～志賀町立図書館1階・絵本コーナーにて、プログラムのない小さなおはなし会をしています。季節に応じた絵本や、子どもたちが「これ読んで！」と持って

きた本を読んでいます。参加すると スタンプカードに押印でき、5つ貯まると図書館オリジナルグッズ（現在は缶バッジ）がもらえます。

ボランティアによる「おはなし会」

4月23日の「子ども読書の日」にちなんだおはなし会、夏休み中に行う「夏のおはなし会」、冬休み中に行う「クリスマスおはなし会」は、志賀町にある2組のボランティア団体が交互に担当しています。「図書館工房」と題した工作イベントを併せて行うこともあります。



ヤングアダルト（※4）コーナーの充実

中高校生になると、読書が好き、または苦手という意識が固まってしまいがちです。読書習慣が確立されている子どもたちの要望に応えつつ、「本が苦手」「本は嫌いじゃないけど、何を読めばいいかわからない」という子どもたちにも気軽に本を手にとってもらいたいと、ヤングアダルトコーナーを拡充しました。

図書館で読書をするというより、勉強している中高生をよく見かけるので、目に入りやすい学習コーナー横にヤングアダルトコーナーを設置しました。立ち止まり、本を開いて読んでいる姿を見かけるようになったので、勉強の合間に「ちょっと読んでみようかな」と手が伸びる選書に力を入れていきます。



展示コーナー・本の配架（※5）

児童コーナーでは毎月、季節をテーマにした展示をはじめ、全国学校図書館協議会が選定する「えほん50」など、話題の絵本賞受賞作を展示しています。なかでも人気の高い「MOE絵本屋さん大賞」と「日産童話と絵本のグランプリ」は常設

しています。貸出率も高く、絵本選びに迷ってのぞくと楽しい絵本が見つかるコーナーです。他にも、子どもたちに人気のシリーズは別置き、貸出しやすいようにするなど工夫をしています。



本の福袋「福Book」

平成26年度から行っている本の福袋「福Book」。図書館職員が「今年の干支が主人公の本」「大人に読んでほしい絵本」といったテーマを設定し3冊選んだら中身が見えないようにラッピングして貸出しています。一週間前後ですべて貸し出されてしまう人気企画です。

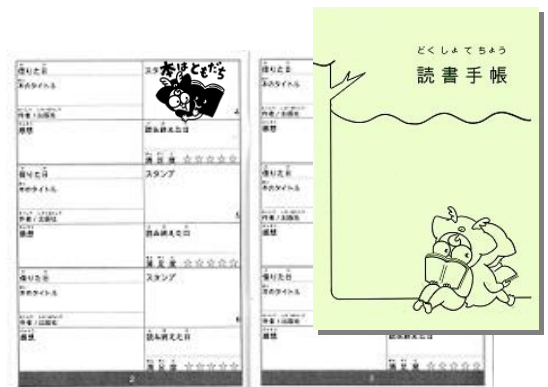


読書手帳

令和2年度、小学生を対象に読書手帳を作成しました。初年度は町内小学校の全生徒に配布し、翌年からは新1年生に配布しています。移動図書館の際にオリジナルスタンプを持って行き、スタンプコーナーを設置しています。読書手帳を持ってきた生徒が自分でスタンプを押し、「こんなに読んだよ!」と、手帳を開いて見せてくれる姿に職員も嬉しくなります。

令和3年度には、志賀／富来図書館両館に読書記録のシール印刷機を導入しました。読書手帳に貼って活用しています。

図書館オリジナルスタンプ (全4種)



4. 志賀町における子ども読書活動の現状・課題

(1) 家庭・地域 <乳児>

子どもの読書習慣は日常生活の中で形成される要素が高いため、まずは生活の基盤となる家庭において、自然に本と親しむことができる環境づくりが重要です。読書習慣のある保護者の家庭では、子どもが幼い頃から親子あるいは家族で図書館へ通うなど、自然と子どもが本と接する環境が育てられています。そうした環境で本に興味を持った子どもは小学校、中学校と進んでも読書習慣が自然なかたちで身についています。

当然、乳児期の子どもたちは大人と一緒に図書館に来ています。まずは大人が楽しめるような選書や展示コーナー、しかけ作りをする必要があります。「デジタル庁」の発足や「こども家庭庁」が発足予定であることを鑑みて、デジタルや子育ての分野に着目しつつ、他機関とも連携しながら図書館をもっと身近に利活用してもらえる取り組みをしていきます。

また公民館などを利用して、図書館になかなか足を運べない離れた地域の住民へのサービスを拡充させていきます。

(2) 保育園・幼稚園等 <幼児>

現在、志賀町には保育園・幼稚園等施設が4箇所あります。そこでは保育士が日中やお迎えを待つ時間など、絵本や紙芝居の読み聞かせを一日に何度も行っています。入園時、保護者が絵本バックを用意し、絵本の貸出を行っている園もあります。

乳幼児期の子どもにとって読み聞かせは、その後の読書活動に大きく影響します。このことを保育士や教諭が強く認識し、多くの絵本や物語と出会えるよう心がけていくことが重要です。また保護者に対し、読書活動が子どもの心を育て、感性や創造性に大きな影響をもたらすこと、読み聞かせが子どもの発育に好影響をもたらすだけでなく、親の心も安定させてくれることを伝えていくことが重要です。

(3) 学 校

平成28年度の統廃合により、現在の志賀町には小学校2校、中学校2校、高等学校1校があります。小・中学校では司書教諭とは別に、各校1名ずつ専任の学校司書が配置されています。司書教諭が中心となって、図書委員会活動、朝の読書、学校図書室の利用指導、図書だよりの発行、総合学習などの授業協力、図書館との連携を図る等、積極的な活動が行われています。

< 小学校 >

町立図書館からは、各学年月1回ずつ移動図書館として巡回し、本の貸出を行っています。町立図書館は小学校への移動図書館を継続し、子どもたちとコミュニケーションを取りながらリクエストや要望に応じていきます。また、ふるさと教育授業への講師派遣、学校司書との合同研修会も継続していきます。

< 中学校 >

中学校では本に関心をもってもらう施策のひとつとして、平成28年度、はじめてビブリアバトルが企画されました。部活動や受験などのため、小学校期と比べ、読書時間が減少している中学・高校期の子どもたちに対し、学校司書と図書館司書が連携しながら、図書の充実と新たな取り組みに力を入れていきます。

< 高校 >

学校では、現在行っている「朝読」「ビブリアバトル」を継続し、生徒の学習意欲を刺激するようなコーナーを展示していきます。図書館では、ヤングアダルトコーナーの拡充やアピール促進に力を入れていきます。

(4) 図書館

志賀町には現在、志賀町立図書館と富来図書館の2館があり、それぞれの地区において、町民の公共図書館としての役割を担うべく活動しています。利用者の多様な要求に応えられるよう様々な資料の収集、提供、読書や調べ学習への支援、また定期的なおはなし会、企画展示など、本に親しむきっかけづくりに取り組んでいます。近年、読書活動が減少する中学生・高校生の利用推進のため、ヤングアダルト（ティーンズ）コーナーを拡充し、その資料の充実、広報にも努めています。

また保健センターへ読み聞かせに行った際、子ども連れのお母さんから「子どもが泣くから図書館へ行けない」という声を聞きます。図書館では静かにしないといけないと思いき、気軽に立ち寄れないそうなのです。親子の利用しやすい時間帯や、立ち寄りやすい場所で開催する等、おはなし会を見直す必要があります。「図書館は、おしずかに！」を緩和するひとときのキッズタイムを遂行するのもよいかもしれません。もっと親子が来館しやすく、行けば親子で楽しめる図書館づくりに努めます。

5. 第2次 志賀町子ども読書活動推進施策

(1) 家庭 <乳児>

1 ブックスタート事業・読み聞かせへの理解促進

親子に絵本とのはじめての出会いを贈る。絵本のある子育てを推進していく。

2 読書に親しむ機会の参加促進

保健福祉センター（子育て支援）と図書館が連携し、ゆう遊クラブで読み聞かせや、ゆう遊ライブラリーで身近に本のある環境づくりを実現する。

3 親子読書のための図書充実

一人読みだけでなく親子で一緒に読めるような本を選書し、図書館やゆう遊クラブで紹介する。

4 親子読書へのアドバイス支援体制の確立

充実させた図書を活用するため、親子が集まる場所・場面で本を紹介する。

(2) 保育園・幼稚園等 <幼児>

1 読み聞かせ等の充実

保育時間における読み聞かせ。図書館の本も利用してもらう。

2 職員研修会の実施

職員が読み聞かせの仕方や、手法、心得などの研修に参加する機会を持つ。

3 保護者へ読書活動の重要性の理解促進

研修で学んだことを、保護者にも伝える機会づくり。

4 ボランティアの受け入れ

職員だけでは手の回らない部分を、おはなしボランティアに協力してもらう。

5 図書の充実および読書環境の整備

子どもたちが自由に本を手にとれる環境づくり。本の入れ替えや、季節に応じた本を用意する等、図書館と連携して行う。

(3) 学 校 <小学校><中学校><高校>

1 読書習慣の確立と自主的な読書活動の支援

朝読・読み聞かせ・企画展示等の読書活動を通して、子どもたちが本に興味を持つ環境づくりに努める。

2 情報活用能力の育成

氾濫する情報の中から、正しい情報を選び抜く情報リテラシーを身に付ける。

3 家庭・地域・図書館との連携

それぞれが互いに情報を開示し、読書活動推進に活用。

4 ボランティアの受け入れ

現在行っているおはなしボランティアの活動（読み聞かせ・壁面展示等）を継続。

5 読書環境の整備

学校図書館の整備。読書活動および学習活動を支える蔵書の充実・整備。

6 職員研修会の充実

郷土研究、展示の仕方や企画等、積極的に研修へ参加。

7 郷土資料充実のための研究、収集、保存、提供

「ふるさと教育」授業を主とした郷土研究、関連する資料を収集し、保存し、提供。

8 「坪野哲久文学奨励賞」「加能作次郎文学賞」への積極的参加

「坪野哲久文学奨励賞」…志賀町出身の歌人・坪野哲久の遺徳を偲び2008年に制定された志賀町主催の文学賞。町内小中学生対象。

短歌／俳句／詩の3部門。

「加能作次郎文学賞」…志賀町出身の作家・加能作次郎の遺徳を偲び1985年に制定された加能作次郎文学賞の会・北國新聞社主催の文学賞。

能登地域の中学生および石川県内の高校生対象に作文を募集。

(4) 図書館

1 「図書館は古い本しかない」イメージを払拭

志賀・富来合わせて毎週約 60 冊の新刊が入っていることや、購入リクエストや相互貸借サービスによって利用者の要望をほぼ満たすことができるということをまずは大人たちに、そして子どもたちに周知し、活用の促進を図る。

2 移動図書館

図書館へ来館できない子どもたちには、移動図書館を通して読みたい本へのリクエストを受け付け、次回用意して貸出する等のサービスを今後も継続していく。

3 職員研修会の充実

カウンターサービス、レファレンス(※6)サービス、その他図書館サービスに関する事だけに限らず、デジタル化や地域振興についても常に新しい情報を収集する。

学校司書はじめ他施設と連携し、意見交換を行う。

4 ボランティア活動の支援

現在活動しているおはなしボランティアの活動維持、促進に努める。

5 情報の収集、提供

郷土の人物や文化財、歴史などに関する資料を収集し、整備する。

6 資料の充実と整備

偏りなく資料を充実させると同時に、増えゆく資料を取捨選択し整備する。

7 相互貸借の活用、推進

県立図書館をはじめとした県内図書館と連携し、「相互貸借」(※7)「遠隔地返却」(※8)について町民に周知、活用の促進を図る。

8 読書活動の意義、図書館の魅力を発信

SNSで新刊案内、展示コーナー、イベント等の情報を発信する。

9 デジタル化への対応

町民の要望や県内の進捗状況を鑑み、電子書籍やICタグの導入について検討する。

10 創造性を生み育てる図書資料の充実と支援活動

実学のみならず創造性を育むものについても視野に入れ、子どもたちが、予測のつかない未来を生き抜く力を育むための資料を収集、整備し、講座等による支援活動に注力する。

6. 第2次計画目標値

1つの指標として、貸出利用冊数を

児童生徒一人当たり 18冊 以上 を目標とします。

※ R5年度、読書時間に関するアンケートを実施予定。

【参考資料】

1. 志賀町の概要 (令和4年10月末日現在)

○ 人口 18,845人(男:9,005人・女:9,840人)

○ 世帯数 7,989世帯

○ 施設数 及び 児童・生徒数

【保育園】 高浜保育園 112人 とぎ保育園 55人

中甘田保育園 36人

【認定こども園】 すばる幼稚園 197人

【小学校】 志賀小学校 566人 富来小学校 106人

【中学校】 志賀中学校 304人 富来中学校 85人

【高校】 石川県立志賀高等学校 97人

○ 第1次計画期間中の図書館利用統計

年度	貸出冊数	人口(0-18歳)	一人当たり
H29	46,128	2,551	18.08
H30	45,247	2,441	18.54
R元	43,157	2,339	18.45
R2	34,085	2,208	15.44
R3	32,891	2,110	15.59

2. 用語解説

※1 ブックスタート

「『ブックスタート』は、絵本を普及するための活動ではありません。言葉の世界そのものである絵本に、『お幸せに！』という思いと言葉を添えて手渡し、共に生きることを願うものです。子どもの人生の出発点に“歓びを共にする”という経験を贈ること。ブックスタートは、これからの時代においても、そのことに力を尽くさなくてはならない。」福音館書店元社長・松居 直氏の言葉です。志賀町でも、図書館側で選んだ絵本を買い与えるというよりは、赤ちゃんを迎えた親子に絵本と出会う機会を持ってもらうという意味で「ブックスタート」を定義しています。

※2 ビブリオバトル

「ビブリオ」は、ラテン語で「本」を指します。参加者それぞれが選ぶおすすめの1冊の魅力を紹介し、参加者同士あるいは観客にどの本が一番読みたくなったかを投票してもらいます。最も投票の多かった1冊が“チャンプ本”となります。2007年、京都大学の有志の勉強会で行われたことが全国の中学校や高校などで広がり、現在も各地で行われています。

※3 POP

「Point of purchase advertising」。商品販促。ここでは図書に対するものをいいます。思わず読みたくなるような紹介文を、絵や装飾とともに本に添えて視覚的にわかりやすく表示したものです。

※4 ヤングアダルト

ヤング（子ども）とアダルト（大人）の間の世代をあらわします。児童書では物足りなくなってきた読者など主に13歳～18歳を指しますが、年齢の限りではありません。

「YA（ワイエー）」と表記、呼称する場合があります。

※5 配架

図書館などで、資料・図書を書架に並べることをいいます。

※6 レファレンス

図書館で行われているサービスのひとつで、利用者の調査・研究の援助のこと。

ただし直接的にその答えを教えるのではなく、調べ方や文献を教えることによって答えに導くというものです。レファレンスの内容は、調査・研究に関するものだけに限らず、「〇〇という本はありますか？」という質問まで、幅広い範囲を指します。

※7 相互貸借

石川県内および提携している県外の図書館に所蔵している本を互いに貸し借りし、また自館の利用者に貸し出すサービス。最寄りの図書館に所蔵のない本でも、県内および提携している県外の図書館に所蔵があれば、最寄りの図書館を通して貸出することができます。

※8 遠隔地返却

利用者が石川県立図書館から直接借りた本を、最寄りの図書館で返却できるサービス。石川県立図書館が新設されてから、「遠隔地返却」サービスの利用者が増えました。

3. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもたちと本をつなぐ

～第2次 志賀町子ども読書活動推進計画～

令和5年3月

志賀町教育委員会 生涯学習課

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL 0767-32-9350 FAX 0767-32-3933

【連絡先】 志賀町立図書館

TEL 0767-32-1740 FAX 0767-32-4717